

社会福祉法人鞍手ゆたか福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人鞍手ゆたか福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等といふ。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいふ。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいふ。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 理事長が勤務する場合は月額100万円を支給し年額1800万円を超えない範囲で支給する。また理事長の退職慰労金の算定については、「月額報酬×在任年数×係数2」とする。
- (2) 非常勤の役員報酬は役員会日数を考慮し年額10万円を限度として支給する。
- (3) 評議員の報酬は評議員会等日数を考慮し年額10万円を限度として支給する。

(費用)

第4条 役員等が出張する場合は、それに係る実費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は当該費用を支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和2年6月30日より施行する。